



無料法律相談所開設

次のとおり無料法律相談所を開設します。金銭・不動産などでお困りの方はお気軽にご相談ください。

日時 11月21日(水)
午後1時～午後4時
場所 余市中央公民館2階
定員 6人。
1人の相談時間は30分。

【申込・問い合わせ先】

余市町役場 町民生活係
21 2120

ご利用される方は、事前に申し込みが必要となります。

年末調整説明会

余市税務署では平成19年分年末調整に係る説明会を次のとおり開催します。

日時 平成19年11月21日(水)
午前10時～(約2時間を予定)
場所 積丹町総合文化センター

3階 多目的室

内容

- ・「年末調整のしかた」のビデオ上映
- ・年末調整事務の留意事項及び主な改正事項
- ・法定調書の提出についての留意事項

【問い合わせ先】

余市税務署 調査部門
22 2093

「国の事業ローン」

(「年末資金」のご案内)

国民生活金融公庫は、中小企業の皆さまのための政府系金融機関です。年末資金の取扱いをおこなっておりますのでお気軽にご相談ください。

融資額 4,800万円以内

返済期間 運転資金 5年以内
設備資金 10年以内
利率 年2.4%(固定利率、平成19年10月3日現在)

【問い合わせ先】

国民生活金融公庫小樽支店
0134 23 1167

帰化、国籍取得などの国籍に関する事務について

これまで札幌法務局小樽支局で取り扱っておりました帰化、国籍取得などの国籍に関する事務については、平成20年1月1日から、札幌法務局民事行政部戸籍課において取り扱うことになりました。詳しくは左記まで。

【問い合わせ先】

札幌法務局民事行政部戸籍課
011 709 2311

配偶者暴力防止法の改正について

配偶者暴力防止法が平成20年1月11日から変わります。保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた、配偶者暴力防止法の一部改正法が、平成19年の通常国会で成立し、7月11日に公布されました。

改正の主な内容

- 1 保護命令制度の拡充
- (1) 生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令

- (2) 電話等を禁止する保護命令
- (3) 被害者の親族等への接近禁止命令

- 2 市町村基本計画の策定の努力義務
- 3 配偶者暴力相談支援センターに関する改正

- 4 裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令発令の通知
- 詳しくは左記まで。

【問い合わせ先】

後志支庁環境生活課
0136 23 1351
内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト
(<http://www.gender.go.jp/e-vaw/in dex.htm>)を開設しています。

あなたのキャリアをもう一度生かしてみませんか

看護職の免許をお持ちで、「これからまた仕事につきたい」と考えている方々の復職支援をしています。

北海道ナースセンターは、北

海道からの委託により開設している看護職員無料紹介所で、札幌のほか5か所由来所・電話・メールなどで相談を受けています。就職先を探している看護職と看護職員を雇用したいと考えている施設にそれぞれ登録していただき、職業紹介を進めていきます。

登録・職業紹介はすべて無料です。お気軽にご利用ください。

【問い合わせ先】
社団法人北海道看護協会
北海道ナースセンター
011 863 6794

自衛隊生徒を募集

自衛隊生徒を平成20年1月8日(火)まで、募集・受付します。

応募資格
中卒(見込含)17歳未満
学科試験日
平成20年1月12日(土)

【問い合わせ先】

自衛隊札幌地方協力本部
小樽地域事務所
0134 22 5521

「岬の湯しゃこたん」からのお知らせ

11月から 入館料・営業時間が変更します
 11月1日から来年の3月31日までの入館料
 等が次のとおり変わります。

なお、回数券は当該期間の利用に限られますが、
 残った券は来年の11月から再び利用できます。

入館料	1回券	大人	500円
		小人	250円
	回数券 (12枚綴)	大人	3,000円
		小人	1,500円
開館時間	午前11時00分～午後9時00分 入館受付 午後8時30分		
休館日	毎週水曜日(変更ありません)		

大人：中学生以上、小人：小学生

ご不便を
おかけします

臨時休業します

機械設備の点検のため次のとおり臨時休館とさせていただきます。
 休館日 11月13日(火)～15日(木) 3日間

特定疾患受給者証 及び ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証の更新申請について

現在、お手持ちの『特定疾患受給者証』及び『ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証』は、平成19年9月30日までで有効期間が終了となっておりますが、本年中に更新申請を行えば、申請した月の初日から有効期間の医療受給者証を交付できます。

まだ、更新申請がお済みでない方は、お早めに申請を行ってください。

なお、本年中に申請しなかった場合は、新規申請扱いとなります。

医療受給者証の種類などによって申請に必要な書類が違いますので、確認が必要な方は、保健所にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

後志保健福祉事務所保健福祉部(倶知安保健所)
 健康推進課保健予防係 0136 - 23 - 1951
 後志保健福祉事務所保健福祉部(倶知安保健所)
 余市支所調整係 0135 - 23 - 3104

「ほくでん」の名をかたる不審者にご注意ください

「ほくでん」の名をかたる人物がお客さま宅を訪問し、電気工事が必要だといふれ込みでお客さまを屋外へ連れ出し、屋外で工事に係る説明をする間に、家の中から金品を盗み出すという盗難事件や、高額な工事代金を請求し、無理やり支払いに応じさせるという被害などが発生しています。

ほくでんでは、お客さまのお宅を訪問し、その場で工事代金を請求するようなことはありません。「ほくでん」の名をかたる不審な工事業者や調査員、集金員などの訪問があった場合には、以下の点をご参考に対処してください。

-
- 不審な訪問者は家の中に入れない。
- 「ほくでん」の社員かどうか疑わしいと感じた時は、その場で最寄りのほくでんへお問い合わせください。
- ただくか、相手に身分証明書の提示を求める。
- 不審だと感じた時は、警察へ110番通報する。
-

【問い合わせ先】北海道電力(株)余市営業所
 0135 - 23 - 2161

11月25日～12月1日「犯罪被害者週間」

被害者等のための各種相談窓口
 警察では、事件や事故の被害に遭った方や家庭内暴力、ストーカー、お子さんのいじめ問題などで悩んでいる方などの相談を受け付けています。

また、事件や事故による心の傷が癒されず悩んでいる方のために、民間被害者相談窓口のカウンセラーがあなたのお話しをお聞きします。事件や事故でお悩みのあなた、勇気を出してダイヤルを。

【警察相談電話】

被害者相談
 性犯罪被害110番(0120-756-310)・少年相談110番(0120-677-110)・暴力相談電話(011-222-0200)

一般相談
 専用電話(9110)・札幌(011-241-9110)

民間被害者相談電話
 道被害者相談室(011-232-8740)・(財)北海道暴力追放センター(0120-210-490)・交通安全活動推進センター(011-233-2543)・日本司法支援センター(トラブル解決関係:0570-078374・犯罪被害関係:0570-079714)

犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度は、不慮の犯罪行為によって亡くなった被害者の遺族の方や障害が残ったり、一定の要件に該当する重傷病を負った被害者の方に対して国が給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図るうとする制度です。

詳しい内容については、最寄りの警察署にお問い合わせください。

【問い合わせ先】余市警察署(22-0110)
 美国駐在所(44-2002)

「守ろう!確かめよう!この最低賃金」 北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む)に適用される北海道(地域別)最低賃金が次のとおり改正されました。

最低賃金額 時間額 654円
 効力発生年月日 平成19年10月19日
 北海道労働局 労働基準監督署(支署)

11月は「過重労働・賃金不払残業 解消キャンペーン月間」です

働きすぎによる健康障害、賃金不払残業の解消のために労使で話し合しましょう。

【全国一斉無料相談ダイヤル】

～過重労働・賃金不払残業の解消のために～
 11月23日(金) 勤労感謝の日 9:00～17:00

0120-897-283

厚生労働省・北海道労働局・小樽労働基準監督署
 北海道労働局ホームページ

<http://www.hokkaido-labor.go.jp/>